

介護保険サービスの種類

介護保険制度には、様々な種類の介護サービスがあり、利用される方のお身体の状態だけでなく、生活環境によってもどのようなサービスが適しているかが異なってきます。ケアマネジャーさんとよく相談して決めましょう。

在宅で生活する方のためのサービス

サービスの利用についての相談

居宅介護支援・・・ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。(利用料金はかかりません。)

自宅を訪問してもらう

訪問介護・・・ホームヘルパーがご自宅を訪問し、身体介護や生活援助などを行います。

★**身体介護**＝入浴、食事、排泄の介助など

★**生活援助**＝食事の準備、買い物、掃除、洗濯など

★**通院時などの車の乗り降りの介助**

※庭の草むしりや除雪、利用者さん以外の方のための調理や洗濯などは対象外です。

訪問入浴介護・・・移動入浴車などで訪問し、入浴の介助をします。

訪問リハビリテーション・・・リハビリの専門家が訪問し、リハビリを行います。

お医者さんの指導のもとでの助言・管理

居宅療養管理指導・・・医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方や食事など療養上の管理・指導を行います。

訪問看護・・・看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。

施設に通う

通所介護(デイサービス)・・・デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護サービスや機能訓練が日帰りで受けられます。(送迎も行います。)

通所リハビリテーション(デイケア)・・・介護老人保健施設や病院などで、日帰りの機能訓練などが受けられます。(送迎も行います。)

短期間 施設に泊まる

低所得の方に対して、居住費・食費の減免制度があります。

短期入所生活介護 (ショートステイ)・・・介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)・・・介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。

福祉用具を利用したい

福祉用具貸与・・・次の12種類の福祉用具がレンタルできます。

- ①車いす ②車いす付属品(クッション、電動補助装置など) ③特殊寝台(介護用ベッド) ④特殊寝台付属品(サイドレール、マットレスなど)
⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦手すり ⑧スロープ ⑨歩行器 ⑩歩行補助つえ ⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫移動用リフト ⑬自動排泄処理装置
※要支援1、2、要介護1の方が利用できる品目は、⑦～⑩に限られます。また、⑬については、要介護4、5の方のみ利用できます。

特定福祉用具購入・・・次の福祉用具を購入した場合、後日購入費の9割分(一定以上所得者は8割または7割)が町から払い戻されます。

- ①腰掛便座 ②特殊尿器 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分 ⑥排泄予測支援機器(令和4年4月より対象)
※購入費の補助を受けるためには事前に申請が必要です。ご自分で購入した後、レシートや領収書を役場にお持ちいただいても、支給はできません。
購入する前に必ずケアマネジャーさんに相談してください。役場への申請手続きもすべてケアマネジャーさんが行ってくれます。
★補助対象額は年間10万円までが限度(補助金支給は負担割合に応じて7～9万円まで)ですが、翌年4月1日でリセットされます。

住宅を改修したい

居宅介護住宅改修・・・生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく改修費の9割分(一定以上所得者は8割または7割)が町から払い戻されます。
※原則として、1回限りの支給となります。(別の住宅に引っ越しした場合や、要介護度が著しく高くなった場合は再支給が可能です。)

★利用限度額：20万円(最高18万円まで支給(1割負担の場合)) 1回の改修で20万円分を使い切らず、複数回に分けることも可能です。
(例)10万円の改修(1割負担の場合)・・・払い戻しは9万円 100万円の改修(1割負担の場合)・・・払い戻しは18万円

◎対象となる改修:①手すりの設置 ②段差の解消 ③滑り防止、移動円滑化のための床材の変更 ④ドアから引き戸への取り替え
⑤和式から洋式への便器の取り替え など

◎必要な書類:住宅改修が必要な理由書、改修前の現場写真(日付入り)、改修前後の図面(平面図・側面図)、手すり等のカタログ(写し)、見積書
*改修完了後に領収書を提出していただきます。

※町への申請等の手続きは、すべてケアマネジャーさんが行います。住宅改修が必要な場合は、必ずケアマネジャーさんに相談してください。
ケアマネジャーさんを通さずに改修を行い、事後に役場に領収書等をお持ちいただいても支給できません。

施設で生活する方のためのサービス

低所得の方に対して、居住費・食費の減免制度があります。

施設に入所したい

施設サービスは、どのような介護が必要かによって4つのタイプに分かれます。
入所をご希望の場合は、利用者やそのご家族が施設に直接申し込みをして、契約します。
(役場では、どこにどのような施設があるかご紹介はできませんが、申し込みの代行や斡旋等はありません。)

※要支援1～2の認定を受けた方は、施設サービスをご利用いただけません。
※要介護度や施設の規模、入居する部屋のタイプにより、費用が異なります。

【施設の種類】

- ・**介護老人福祉施設** (特別養護老人ホーム) …常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が中心となります。
- ・**介護老人保健施設** …病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理の下での介護や看護、リハビリを受けられます。
- ・**介護療養型医療施設** …長期の療養を必要とする方のための施設です。医療・看護・介護・リハビリなどを受けられます。
- ・**介護医療院** …長期の療養を必要とする方のための施設です。医療と日常生活上の介護を一体的に受けられます。

住み慣れた地域で暮らしたい

住み慣れた地域での生活が継続できるよう、町が地域住民に提供するサービスの1つに認知症対応型共同生活介護(グループホーム)があります。
入所をご希望の場合は、利用者やそのご家族が施設に直接申し込みをして、契約します。
(役場では、どこにどのような施設があるかご紹介はできませんが、申し込みの代行や斡旋等はありません。)

- ・**グループホーム** …認知症の人が共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援を受けられます。
※要支援1の認定を受けた方はご利用いただけません。

※ 上記の施設サービス、グループホームのほか、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウスなどの介護施設があります。